

産廃管理票授受せず

県、津の2社を処分

産業廃棄物の引き渡しや運搬業などを十日間停止す

受け取りに必要な管理票の運搬業などを行政処分を出した。

授受をしていなかつたとして、県は三十一日、南山建設（津市垂水）と鳥建（同市一身田豊野の下水道工事で発生した産廃約十五㌧）市半田）に対し、産廃収集を鳥建に引き渡す際、廃棄

物処理法に定める管理票を交付せず、鳥建も管理票を受け取らずに同市栗真小川町の仮置き場に運搬した。県が昨年九月、外部からの通報を受けて立ち入り検査を実施したことを見つかりに発覚。両社は県の聞き取りに「運搬の距離が短かつたため、工事現場内での運搬だと認識していた」と説明したという。